



鳥取県公報

平成 23 年 6 月 24 日 (金)
第 8 3 0 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (364・365) (農地・水保全課) 2
	一般国道の区域の変更 (366) (道路企画課) 2
	一般県道の区域の変更 (367) (〃) 2
	一般国道の供用の開始 (368) (〃) 3
	一般県道の供用の開始 (369) (〃) 3
◇ 選管告示	政治団体の設立の届出 (49) 4
	政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出 (50) 4
	政治団体の収支に関する報告書の要旨 (51) 6
	政治団体の収支に関する報告書の要旨 (52) 10
	政治団体の解散の届出 (53) 12
	資金管理団体の届出 (54) 12
	資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出 (55) 13
	資金管理団体の指定の取消しの届出 (56) 13
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (10) (教育総務課) 13
◇ 公 告	平成23年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度、短大卒業程度、大学卒業程度【管理栄 養士】) の実施 (人事委員会事務局任用課) 13
	平成23年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) 17

告 示

鳥取県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、気高町土地改良区の定款の変更を平成23年6月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を平成23年6月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年6月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	西伯郡南部町阿賀字五反田378-1地先から同町阿賀字徳連場東845-1地先まで	変更前	12.8~27.1	172.0
		変更後	13.1~55.4	172.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	変更前	西伯郡南部町阿賀字徳連場東843-1地先から同町清水川字御崎前376-1地先まで	11.4~45.1	1,249.0
	変更後	西伯郡南部町阿賀字徳連場東845-1地先から同町清水川字御崎前376-1地先まで	13.5~39.4	1,164.0

鳥取県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年6月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
溝口伯太線	西伯郡南部町清水川字御崎前382-1地先から 同字376-1地先まで	変更前	5.6~41.3	74.0
		変更後	5.6~55.8	74.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
清水川福成線	変更前	西伯郡南部町清水川字御崎前376-1地先から 同町福成字大坪上1605-2まで	4.8~9.9	74.0
	変更後	西伯郡南部町福成字大坪上1605-2地先から同 地先まで	4.8~21.7	23.0

鳥取県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年6月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
180号	西伯郡南部町阿賀字五反田378-1地先から同町阿賀字徳連場東845-1 地先まで	平成23年6月29日
	西伯郡南部町阿賀字徳連場東845-1地先から同町清水川字御崎前376- 1地先まで	〃

鳥取県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年6月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
-----	-----	---------

溝口伯太線	西伯郡南部町清水川字御崎前382-1地先から同字376-1地先まで	平成23年6月29日
清水川福成線	西伯郡南部町福成字大坪上1605-2地先から同地先まで	〃
大山高原スマート インター線	西伯郡伯耆町岸本字新屋敷原1335-1地先から同町岸本字下ノ原東-776-5地先まで	平成23年6月30日
	西伯郡伯耆町岸本字上ノ原697-3地先から同町岸本字尻谷756-10地先まで	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成23年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
日本弁護士政治連盟鳥取県支部	安田 壽朗	川井 克一	米子市東町296	平成23年1月14日	その他の政治団体
両川洋々後援会	両川 洋	両川 直樹	鳥取市東大路64	平成23年3月10日	〃
堀田修二後援会	谷口 寿弘	堀田 修二	日野郡日野町根雨901-2	平成23年3月16日	〃
梅林とも子後援会	梅林 智子	長尾 一男	日野郡日野町下黒坂567	平成23年3月25日	〃
長谷川篤後援会	見田 秀樹	長谷川 篤	日野郡日南町神福1296	〃	〃
谷本正敏後援会	澤田 喜久夫	木下 晴正	八頭郡八頭町米岡106-5	平成23年4月13日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項前段の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成23年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県参議院選挙区第二支部	会計責任者の氏名	玉木 都我雄	深田 浩	平成23年4月5日	政党の支部

自由民主党米子市尚徳支部	主たる事務所の所在地	米子市兼久52	米子市榎原800	平成23年4月11日	〃
〃	代表者の氏名	遠藤 晴美	三吉 孜	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	遠藤 泰三	永井 弘明	〃	〃
自由民主党鹿野町支部	主たる事務所の所在地	鳥取市西町一丁目126	鳥取市鹿野町今市8	平成23年4月17日	〃
〃	代表者の氏名	宇田川 隆久	赤澤 輝彦	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	〃	〃	〃	〃
自由民主党鳥取県医師連盟支部	〃	魚谷 純	明徳 政裕	平成23年4月18日	〃
自由民主党米子市春日支部	主たる事務所の所在地	米子市下新印432	米子市上新印288	平成23年5月16日	〃
〃	代表者の氏名	柳谷 勝明	奥田 山治	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	塚田 早苗	遠藤 豊一	〃	〃
津川しゅんじ後援会	代表者の氏名	津川 香須美	松尾 寿明	平成23年3月2日	その他の政治団体
増原さとし後援会	主たる事務所の所在地	日野郡日南町湯河267	日野郡日南町霞908-1	平成23年3月8日	〃
〃	会計責任者の氏名	増原 后	新 徹	〃	〃
鳥取県自治同志会	〃	松本 昭夫	宮脇 洋一	平成23年3月9日	〃
福田稔後援会	代表者の氏名	藤定 一元	喜美田 充	平成23年3月11日	〃
田中清一後援会	国会議員関係政治団体の区分(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 田中 清一、衆議院議員	平成23年3月14日	〃
平田秀一後援会	会計責任者の氏名	吉野 光子	平田 龍一	〃	〃
森田ますのり後援会	主たる事務所の所在地	西伯郡大山町国信324	西伯郡大山町末長245	平成23年3月23日	〃
長谷川篤後援会	会計責任者の氏名	長谷川 篤	増田 利夫	平成23年3月25日	〃
竹内ふさお後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市桂見924-3	鳥取市布勢315-7	平成23年3月29日	〃
松田一三後援会	代表者の氏名	長尾 利宏	田中 孝福	〃	〃
たぐち俊介後援会	主たる事務所の所在地	境港市渡町2365-10	境港市渡町3605	平成23年3月30日	〃
鳥取県中小企業政治協会	会計責任者の氏名	谷尾 喜次	池成 吉美	〃	〃

浜田和幸後援会	〃	玉木 都我雄	深田 浩	平成23年4月5日	〃
鳥取県医師連盟	〃	魚谷 純	明穂 政裕	平成23年4月18日	〃
鳥取県中部歯科医師連盟	代表者の氏名	桑名 富雄	樋口 壽一郎	平成23年4月21日	〃
〃	会計責任者の氏名	倉繁 雅弘	山中 茂	〃	〃
T K C 浜田和幸政経研究会	〃	中尾 修治郎	米川 収	平成23年4月22日	〃
田中孝一後援会	代表者の氏名	田中 洋子	片村 文男	平成23年4月26日	〃
福田しゅんじ後援会	会計責任者の氏名	福田 千穂	岡本 千納吏	平成23年5月6日	〃
濱崎晋一後援会	〃	濱崎 真	岩本 章嗣	平成23年5月17日	〃
芳晋会	〃	〃	〃	〃	〃
角谷敏男後援会	代表者の氏名	守山 泰生	貞光 信之	平成23年5月30日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

◎政党の支部

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日

政治団体の名称 自由民主党郡家町支部

報告年月日 平成23年3月28日

- 1 収入総額 412,371円
 - 前年繰越額 295,213円
 - 本年收入額 117,158円
- 2 支出総額 187,146円
- 3 翌年への繰越額 225,225円
- 4 本年收入の内訳
 - 個人の党費・会費 12人 7,000円
 - 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 100,000円
 - 自由民主党鳥取県第一選挙区支部 40,000円
 - 自由民主党鳥取県八頭郡第一支部 60,000円
 - その他の収入 10,158円
 - 一件10万円未満のもの 10,158円
- 5 支出の内訳
 - 経常経費 15,800円
 - 備品・消耗品費 5,000円
 - 事務所費 10,800円
 - 政治活動費 171,346円

組織活動費 141,346円

機関紙誌の発行その他の事業費 30,000円

宣伝事業費 30,000円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日

政治団体の名称 自由民主党智頭町支部

報告年月日 平成23年3月22日

- 1 収入総額 345,970円
 - 前年繰越額 162,623円
 - 本年收入額 183,347円
- 2 支出総額 323,407円
- 3 翌年への繰越額 22,563円
- 4 本年收入の内訳
 - 個人の党費・会費 69人 48,300円
 - 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 135,000円
 - 自由民主党鳥取県支部連合会 35,000円
 - 自由民主党鳥取県第一選挙区支部 40,000円
 - 自由民主党鳥取県八頭郡第一支部 60,000円
 - その他の収入 47円
 - 一件10万円未満のもの 47円
- 5 支出の内訳

政治活動費 323,407円
 組織活動費 323,407円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 自由民主党鳥取市明治支部
 報告年月日 平成23年3月22日

1 収入総額 46,010円
 前年繰越額 31,001円
 本年収入額 15,009円

2 支出総額 14,000円

3 翌年への繰越額 32,010円

4 本年収入の内訳
 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 15,000円
 自由民主党鳥取県第一選挙区支部 15,000円
 その他の収入 9円
 一件10万円未満のもの 9円

5 支出の内訳
 政治活動費 14,000円
 組織活動費 14,000円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 自由民主党鳥取市明德支部
 報告年月日 平成23年2月4日

1 収入総額 474,715円
 前年繰越額 389,212円
 本年収入額 85,503円

2 支出総額 113,000円

3 翌年への繰越額 361,715円

4 本年収入の内訳
 個人の党費・会費 8人 6,300円
 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 75,000円
 自由民主党鳥取県第一選挙区支部 25,000円
 自由民主党鳥取県支部連合会 50,000円
 その他の収入 4,203円
 一件10万円未満のもの 4,203円

5 支出の内訳
 政治活動費 113,000円
 組織活動費 113,000円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 自由民主党鳥取市米里支部
 報告年月日 平成23年3月31日

1 収入総額 488,919円

前年繰越額 360,668円
 本年収入額 128,251円

2 支出総額 41,400円

3 翌年への繰越額 447,519円

4 本年収入の内訳
 個人の党費・会費 35人 103,000円
 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 25,000円
 自由民主党鳥取県第一選挙区支部 25,000円
 その他の収入 251円
 一件10万円未満のもの 251円

5 支出の内訳
 政治活動費 41,400円
 組織活動費 41,400円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 自由民主党米子市春日支部
 報告年月日 平成23年3月22日

1 収入総額 33,830円
 本年収入額 33,830円

2 支出総額 5,479円

3 翌年への繰越額 28,351円

4 本年収入の内訳
 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 30,000円
 自由民主党鳥取県第二選挙区支部 30,000円
 その他の収入 3,830円
 一件10万円未満のもの 3,830円

5 支出の内訳
 政治活動費 5,479円
 組織活動費 5,479円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 自由民主党米子市富益支部
 報告年月日 平成23年3月30日

1 収入総額 31,864円
 前年繰越額 100円
 本年収入額 31,764円

2 支出総額 30,000円

3 翌年への繰越額 1,864円

4 本年収入の内訳
 個人の党費・会費 4人 1,750円
 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 30,000円
 自由民主党鳥取県第二選挙区支部 30,000円

その他の収入 14円
 一件10万円未満のもの 14円
 5 支出の内訳
 政治活動費 30,000円
 組織活動費 30,000円

◎資金管理団体

期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日
 政治団体の名称 鍵谷純三政策懇話会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 鍵谷 純三
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員

報告年月日 平成23年1月12日
 1 収入総額 613,626円
 前年繰越額 613,475円
 本年收入額 151円
 2 支出総額 96,225円
 3 翌年への繰越額 517,401円
 4 本年收入の内訳
 その他の収入 151円
 一件10万円未満のもの 151円
 5 支出の内訳
 経常経費 96,225円
 備品・消耗品費 40,225円
 事務所費 56,000円

◎その他の政治団体

期間 平成18年1月1日～平成18年12月31日
 政治団体の名称 長谷川篤後援会
 報告年月日 平成23年3月25日

1 収入総額 111,000円
 前年繰越額 111,000円
 2 支出総額 0円
 3 翌年への繰越額 111,000円

期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日
 政治団体の名称 長谷川篤後援会
 報告年月日 平成23年3月25日

1 収入総額 111,000円
 前年繰越額 111,000円
 2 支出総額 0円
 3 翌年への繰越額 111,000円

期間 平成20年1月1日～平成20年12月31日
 政治団体の名称 長谷川篤後援会

報告年月日 平成23年3月25日

1 収入総額 111,000円
 前年繰越額 111,000円
 2 支出総額 0円
 3 翌年への繰越額 111,000円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日

政治団体の名称 岡空研二後援会

報告年月日 平成23年3月8日

1 収入総額 200,000円
 本年收入額 200,000円
 2 支出総額 173,400円
 3 翌年への繰越額 26,600円
 4 本年收入の内訳
 寄附 200,000円
 政党匿名寄附を除く寄附 200,000円
 個人分 200,000円
 5 支出の内訳
 経常経費 60,000円
 事務所費 60,000円
 政治活動費 113,400円
 機関紙誌の発行その他の事業費 113,400円
 宣伝事業費 113,400円
 6 寄附の内訳
 (個人分)
 岡空研二 200,000円 境港市

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日

政治団体の名称 新社会党鳥取県本部

報告年月日 平成22年3月30日

1 収入総額 5,984,184円
 前年繰越額 1,497,436円
 本年收入額 4,486,748円
 2 支出総額 4,912,904円
 3 翌年への繰越額 1,071,280円
 4 本年收入の内訳
 個人の党費・会費 70人 986,400円
 寄附 2,761,300円
 政党匿名寄附を除く寄附 2,761,300円
 個人分 2,761,300円
 機関紙誌の発行その他の事業による収入
 618,600円
 「週刊新社会」還元金 187,600円
 物販売り上げ金 351,000円
 意見広告掲載料 80,000円

その他の収入 120,448円
 一件10万円未満のもの 120,448円

5 支出の内訳
 経常経費 3,382,339円
 人件費 1,960,000円
 光熱水費 90,208円
 備品・消耗品費 212,267円
 事務所費 1,119,864円
 政治活動費 1,530,565円
 組織活動費 590,141円
 選挙関係費 102,454円
 機関紙誌の発行その他の事業費 431,570円
 宣伝事業費 172,670円
 その他の事業費 258,900円
 寄附・交付金 406,400円

6 寄附の内訳
 (個人分)
 山田篤 360,000円 鳥取市
 山脇敏正 900,000円 鳥取市
 加藤慎一 120,000円 鳥取市
 田中眞吉 120,000円 八頭郡八頭町
 門岡正 60,000円 鳥取市
 北村健一 60,000円 鳥取市
 谷口信一 120,000円 鳥取市
 田村達也 60,000円 鳥取市
 中宇地節雄 120,000円 鳥取市
 池田和則 120,000円 倉吉市
 年間5万円以下のもの 721,300円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 田中幹啓後援会
 報告年月日 平成23年3月24日

1 収入総額 249,693円
 前年繰越額 49,693円
 本年收入額 200,000円

2 支出総額 180,000円

3 翌年への繰越額 69,693円

4 本年收入の内訳
 寄附 200,000円
 政党匿名寄附を除く寄附 200,000円
 個人分 200,000円

5 支出の内訳
 政治活動費 180,000円
 組織活動費 85,000円
 機関紙誌の発行その他の事業費 95,000円

機関紙誌の発行事業費 95,000円

6 寄附の内訳
 (個人分)
 田中幹啓 200,000円 日野郡江府町

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 谷本正敏後援会
 報告年月日 平成23年4月13日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 永井章後援会
 報告年月日 平成23年3月23日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 中研会
 報告年月日 平成23年3月28日

1 収入総額 200,000円
 本年收入額 200,000円

2 支出総額 183,750円

3 翌年への繰越額 16,250円

4 本年收入の内訳
 寄附 200,000円
 政党匿名寄附を除く寄附 200,000円
 個人分 200,000円

5 支出の内訳
 政治活動費 183,750円
 機関紙誌の発行その他の事業費 183,750円
 宣伝事業費 183,750円

6 寄附の内訳
 (個人分)
 青亀恵一 200,000円 東伯郡北栄町

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 橋井みつよし後援会
 報告年月日 平成23年3月22日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
 政治団体の名称 長谷川篤後援会
 報告年月日 平成23年3月25日

1 収入総額 111,000円
前年繰越額 111,000円

2 支出総額 0円

3 翌年への繰越額 111,000円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日
政治団体の名称 森田ますのり後援会
報告年月日 平成22年3月25日

1 収入総額 1,596,119円
前年繰越額 732,772円
本年収入額 863,347円

2 支出総額 1,596,119円

3 本年収入の内訳
寄附 863,347円
政党匿名寄附を除く寄附 863,347円
個人分 863,347円

4 支出の内訳
経常経費 1,168,679円
人件費 923,200円
光熱水費 41,508円
備品・消耗品費 67,112円
事務所費 136,859円
政治活動費 427,440円
機関紙誌の発行その他の事業費 427,440円
宣伝事業費 427,440円

5 寄附の内訳
(個人分)
森田増範 863,347円 西伯郡大山町

期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日
政治団体の名称 太田頼雄後援会
報告年月日 平成23年3月4日

1 収入総額 0円
2 支出総額 0円

期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日
政治団体の名称 佐々木周子後援会
報告年月日 平成23年3月29日

1 収入総額 201,535円
前年繰越額 201,535円

2 支出総額 0円

3 翌年への繰越額 201,535円

期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日
政治団体の名称 谷本正敏後援会
報告年月日 平成23年4月13日

1 収入総額 0円
2 支出総額 0円

期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日
政治団体の名称 長谷川篤後援会
報告年月日 平成23年3月25日

1 収入総額 111,000円
前年繰越額 111,000円

2 支出総額 0円

3 翌年への繰越額 111,000円

鳥取県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

◎政党の支部
期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日
政治団体の名称 自由民主党鳥取県ふるさと振興支部
国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名 常田 享詳

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員
報告年月日 平成23年3月23日

1 収入総額 453,005円
前年繰越額 453,005円

2 支出総額 453,005円

3 支出の内訳

経常経費 354,780円
 人件費 200,000円
 備品・消耗品費 144,780円
 事務所費 10,000円
 政治活動費 98,225円
 組織活動費 98,225円

◎資金管理団体

期間 平成23年1月1日～平成23年4月20日

政治団体の名称 鍵谷純三政策懇話会

資金管理団体の届出をした者の氏名 鍵谷 純三

資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員

報告年月日 平成23年4月25日

- 1 収入総額 717,443円
 - 前年繰越額 517,401円
 - 本年收入額 200,042円
- 2 支出総額 708,436円
- 3 翌年への繰越額 9,007円
- 4 本年收入の内訳
 - 寄附 200,000円
 - 政党匿名寄附を除く寄附 200,000円
 - 政治団体分 200,000円
 - その他の収入 42円
 - 一件10万円未満のもの 42円
- 5 支出の内訳
 - 経常経費 48,436円
 - 備品・消耗品費 32,236円
 - 事務所費 16,200円
 - 政治活動費 660,000円
 - 寄附・交付金 660,000円
- 6 寄附の内訳
(政治団体分)
 - アピール21 200,000円 東京都千代田区

◎その他の政治団体

期間 平成22年1月1日～平成22年1月31日

政治団体の名称 田中孝一後援会

報告年月日 平成23年4月26日

- 1 収入総額 3,850円
 - 前年繰越額 3,850円
- 2 支出総額 0円
- 3 翌年への繰越額 3,850円

期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日

政治団体の名称 常田たかよし後援会

報告年月日 平成23年3月23日

- 1 収入総額 3,150,498円
 - 前年繰越額 290,068円
 - 本年收入額 2,860,430円
- 2 支出総額 3,150,498円
- 3 本年收入の内訳
 - 寄附 2,860,430円
 - 政党匿名寄附を除く寄附 2,860,430円
 - 政治団体分 2,860,430円
- 4 支出の内訳
 - 経常経費 3,046,898円
 - 人件費 2,160,000円
 - 光熱水費 54,929円
 - 備品・消耗品費 427,840円
 - 事務所費 404,129円
 - 政治活動費 103,600円
 - 組織活動費 103,600円
- 5 寄附の内訳
(政治団体分)
 - 常田たかよし未来政策研究会 2,860,430円
 - 鳥取市

期間 平成23年1月1日～平成23年2月28日

政治団体の名称 太田頼雄後援会

報告年月日 平成23年3月4日

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

期間 平成23年1月1日～平成23年3月25日

政治団体の名称 長谷川篤後援会

報告年月日 平成23年3月25日

- 1 収入総額 111,000円
 - 前年繰越額 111,000円
- 2 支出総額 0円
- 3 翌年への繰越額 111,000円

期間 平成23年1月1日～平成23年3月29日

政治団体の名称 佐々木周子後援会

報告年月日 平成23年3月29日

- 1 収入総額 201,535円
 - 前年繰越額 201,535円
- 2 支出総額 0円
- 3 翌年への繰越額 201,535円

期間 平成23年1月1日～平成23年4月13日
 政治団体の名称 谷本正敏後援会
 報告年月日 平成23年4月13日

1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県ふるさと振興支部	常田 享詳	西垣 容子	鳥取市包丁人町2	平成23年3月23日	政党の支部
太田頼雄後援会	太田 政美	田中 武清	岩美郡岩美町大字延興寺82	平成23年3月4日	その他の政治団体
常田たかよし後援会	松田 章義	西垣 容子	鳥取市庖丁人町2	平成23年3月23日	〃
長谷川篤後援会	佐伯 睦人	長谷川 篤	日野郡日南町神福1296	平成23年3月25日	〃
佐々木周子後援会	田口 郁江	佐々木 元一郎	日野郡日野町根雨780-1	平成23年3月29日	〃
谷本正敏後援会	澤田 喜久夫	木下 晴正	八頭郡八頭町米岡106-5	平成23年4月13日	〃
鍵谷純三政策懇話会	鍵谷 純三	谷口 勝彦	米子市立町四丁目105-11	平成23年4月25日	〃
田中孝一後援会	田中 洋子	田中 秀実	岩美郡岩美町大字浦富653-1	平成23年4月26日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成23年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			届出年月日
		名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
両川 洋	鳥取市議会議員	両川洋々後援会	鳥取市東大路64	両川 洋	平成23年3月10日

鳥取県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成23年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
たぐち俊介後援会	主たる事務所の所在地	鳥取県境港市渡町 2365-10	鳥取県境港市渡町 3605	平成23年3月30日

鳥取県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成23年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	指定を取り消した団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
鍵谷 純三	鳥取県議会議員	鍵谷純三政策懇話会	米子市立町四丁目105-11	鍵谷 純三	平成23年4月25日

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第10号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成23年6月24日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成23年6月28日（火）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成24年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について
 - (2) その他

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成24年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成23年6月24日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成23年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度、大学卒業程度【管理栄養士】）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	6名程度
警察事務	5名程度
保育士	3名程度
司書	3名程度
管理栄養士	1名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

(1) 一般事務、保育士、司書及び管理栄養士

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

(2) 警察事務

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。

(1) 一般事務及び警察事務 142,800円

(2) 保育士及び司書 156,800円

(3) 管理栄養士 176,800円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 一般事務

平成2年4月2日から平成6年4月1日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成24年3月31日までに卒業する見込みの者又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認める者を除く。

イ 警察事務

昭和63年4月2日から平成6年4月1日までの間に生まれた者

ウ 保育士、司書及び管理栄養士

昭和51年4月2日以降に生まれた者

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
保育士	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成24年5月31日までに受ける見込みの者であること。
司書	図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書の資格を有する者又は平成24年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者であること。
管理栄養士	栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第3項に規定する管理栄養士の免許を有する者又は平成24年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者であること。

(3) 警察事務以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成24年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(4) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察事務

教養試験（多肢選択式）及び作文試験

(注) 作文試験の採点は第1次試験合格者に対して実施し、評価は第2次試験において行うものとする。

ウ 保育士及び司書

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

エ 管理栄養士

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成23年9月25日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

警察事務以外の職種については人事委員会が実施し、警察事務については第2次試験以降の採用候補者発表の手續を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務、保育士、司書及び管理栄養士

人物試験（集団討論及び個別面接）

イ 警察事務

人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務、保育士、司書及び管理栄養士

平成23年10月下旬（予定）

イ 警察事務

平成23年11月4日（金）（予定）

(4) 試験会場

ア 一般事務、保育士、司書及び管理栄養士

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 一般事務及び警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。また、一般事務にあつては作文試験又は適性検査を、警察事務にあつては作文試験を受験しなかつた場合も不合格とする。

イ 保育士、司書及び管理栄養士

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。また、作文試験及び論文試験又は適性検査を受験しなかつた場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験の結果により決定する。

ウ 保育士、司書及び管理栄養士

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験及び論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験及び論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成23年10月5日（水）（予定）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成23年11月中旬（警察事務は11月29日（火））（予定）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

- (1) 警察事務以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。
- (2) 警察事務に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。
なお、採用は、原則として平成24年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。
また、5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める受験資格を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール及び各警察署において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成23年8月5日（金）から同月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成23年8月22日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年8月5日（金）午前0時から同月22日（月）午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、警察事務に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成24年度

に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成23年6月24日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	20名程度
警察官（女性）	3名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額166,400円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和53年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成24年3月31日までに卒業する見込みのものを除く。なお、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び作文試験

(2) 試験期日

平成23年9月18日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学農学部 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取県西部総合事務所 米子市糀町一丁目160

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務遂行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

- (2) 試験期日
平成23年11月7日(月)及び8日(火)(予定)
- (3) 試験会場
鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5
鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271
- 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法
- (1) 第1次試験合格者
第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点の高い順に決定する。
なお、教養試験(多肢選択式)には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。
また、作文試験を受験しなかった場合も不合格とする。
- (2) 採用候補者
第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験の結果により決定する。
- 9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表
- (1) 第1次試験合格者
平成23年10月5日(水)(予定)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。
なお、第1次試験合格者には書面で通知する。
- (2) 採用候補者
平成23年11月29日(火)(予定)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。
なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。
- 10 採用の方法
- (1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として1年間とする。
なお、採用は、原則として平成24年4月1日の予定である。
- 11 受験手続
- (1) 受験申込書の配布
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。
- (2) 受験の申込み
受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。
- ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する方法
- イ インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)の電子申請の受付サービス(<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>)を利用して申込みをする方法
- (3) 受付期間及び受付時間
- ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成23年8月5日（金）から同月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成23年8月22日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年8月5日（金）午前0時から同月22日（月）午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。